

## あくまでも団体交渉を拒否！

**幹鉄事は、労働協約の運用に関する団体交渉を求めた「あっせん」を受諾せず！**

新幹線地本が、11月28日に東京都労働委員会に申請した、“会社による労働協約の誤った解釈・運用を正すために団体交渉を求めた「あっせん」”に対して、12月6日、JR東海新幹線鉄道事業本部（幹鉄事）は、「あっせん」を受諾しない、ということが明らかになりました。

新幹線地本は、度重なる幹鉄事による団体交渉拒否を許さず、組合員の不利益を解消するために、さらに闘いを強化していきます！

**会社は労働協約を遵守し、  
不要な診断書の請求を撤回せよ！**